

施肥体系緊急転換対策事業 Q & A 集

質問	答
<p>○ 土壌診断を実施して、施肥設計を見直す取組を行う場合は、土壌診断経費のうちどのようなものが対象となりますか。</p>	<p>○ 簡易土壌診断装置、試薬、施肥指導支援用パソコンソフトの購入経費、土壌診断実施に係る補助者賃金、施肥指導者育成のための研修会開催費及び出席旅費、外部機関に土壌診断を外注する場合の外注経費が対象となります。</p>
<p>○ 地域資源を効率的に活用する技術の導入実証を行う場合に何か要件はありますか。</p>	<p>○ 実証事業の取組を行う場合は、より確実な成果を得るために土壌診断及び診断結果に基づく施肥設計の見直しを行うことが前提となります。</p>
<p>○ 施肥低減の取組に対する追加的支援とありますが、平成21年7月以降に購入した肥料を施用した場合は助成金の算定対象となりますか。</p>	<p>○ 追加的支援は、平成20年度の肥料高騰緊急対策を受けられなかった農家に対して、平成20肥料年度の肥料（平成20年7月から平成21年6月30日までに購入した肥料）を施用した場合に助成対象となるため、平成21年7月以降に購入した肥料は対象となりません。</p>